

防衛事業適合事業者制度に関するよくある御質問

目次

○全体の概要について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p 1
○秘密保全体制に関する認証について・・・・・・・・・・・・・・・・	p 4
○秘密に関する防衛事業適合事業者契約について・・・・・・・・	p 6
○保護情報に関する防衛事業適合事業者契約について・・・・・・・・	p 9
○各制度の運用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p 11

<全体の概要について>

Q1. 防衛事業適合事業者制度を創設したのはなぜですか。

A：近年、サイバー攻撃を含め、懸念国による情報活動は、益々巧妙かつ活発化しており、情報保全を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。日本の防衛にとって重要な情報を守るためには、事業者の皆様を含め、防衛省と防衛産業が一致団結して情報保全上の課題に取り組む必要があります。

その一方で、諸外国との装備品等の共同開発や防衛装備移転等を通じて、防衛事業者が外国政府、外国の事業者と共に秘密情報等を取り扱う機会が増えてきています。このような場合には、関係国における情報保全措置を比較検討した上で、情報保護協定等に従い、関係国間で実質的に同等の保護措置をとることになります。

防衛装備庁においては、諸外国との情報保全に係る協議、対話を踏まえ、また、これまでの諸外国と共同して行った事業を通じて得た経験にのっとり、諸外国で導入されている事業者クリアランス（Facility Security Clearance）の思想に基づいた新たな制度を構築し、①防衛省の秘密情報等を取り扱う事業者の皆様の業務の効率化と、②想定されるリスクに対応し、グローバル・スタンダードに合致した保護措置との両立を目指すこととしました。

新たな防衛事業適合事業者制度の下では、以下の点の改善を図っています。

・保全措置の合理化

諸外国における情報保全に係る慣行、ベスト・プラクティス等を踏まえ、保護措置の内容、点検・検査の頻度等を見直しました。これにより、情報保全に関して防衛省と事業者の皆様とが果たす役割がより明確になり、リスクに応じ、メリハリの利いた保護措置を講じられるようになりました。

・保全基準と契約手続の統合・明確化

これまで秘密区分ごとに制定されていた複雑な保全基準を統合し、明確化した上で、情

報保全に係る契約手続を集約しました。これにより、事業者の皆様に応用されるルールが分かりやすくなりました。特に、新たに防衛産業に参画する意思のある事業者の皆様にとっては、必要な条件等について、より分かりやすく御案内できるようになりました。

・契約の一元化と継続性の確保

これまで個別の契約ごとに行っていた秘密保全等に係る契約（防衛事業適合事業者契約）については、事業者（事業所）単位で一元的に締結することとし、その結果を一定期間（原則として5年間）、継続することができるようにしました。これにより、個別の調達契約ごとに重複していた手続を廃止したほか、さらに情報保全に関する審査の前倒しが可能になり、個別の調達契約を安定的に履行できるようになりました。

Q2. 防衛事業適合事業者制度において、秘密（特別防衛秘密、特定秘密、装備品等秘密）の取扱いと保護すべき情報の取扱いとで違いはありますか。

A：秘密を取り扱う場合と保護すべき情報を取り扱う場合とは、防衛事業適合事業者契約の内容や求められる管理体制が大きく異なります。このため、防衛事業適合事業者制度の下では、秘密又は保護すべき情報のいずれを取り扱うかによって適用される契約条項が異なっています。

秘密の取扱いに際しては、防衛事業適合事業者契約の締結に先だって、あらかじめ秘密保全体制（すなわち、総括者の指名、秘密保全組織の整備、外国からの影響及び支配の程度の評価、秘密保全規則の制定、教育体制の整備、教育の実施、秘密保全施設・秘密取扱情報システムの構築）を整え、契約期間を通じて、これを維持する必要があります。また、実際に秘密を取り扱う際には、秘密が事業者の皆様へ交付されてから防衛装備庁に返却していただくまでの間の秘密の取扱いの状況に応じた保護措置を講じる必要があります。その詳細については、秘密を取り扱う契約用の「防衛事業適合事業者契約条項」を確認してください。

保護すべき情報の取扱いに際しては、防衛事業適合事業者契約の締結に先だって、あらかじめ新情報セキュリティ基準（装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準）を満たす必要があります。新情報セキュリティ基準の下では、情報セキュリティ基本方針等の規則を制定し、システムセキュリティ実装計画書（SSP）を作成し、取扱施設を指定し、取扱者に関する名簿を用意し、契約期間を通じて、これらを維持する必要があります。また、実際に保護すべき情報を取り扱う際には、保護すべき情報の取扱いの状況に応じた保護措置を講じる必要があります。その詳細については、「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」を確認してください。

なお、認証は、秘密を取り扱う事業者の秘密保全体制を対象としています。専ら保護すべき情報を取り扱うことを想定している事業者は、認証の対象にはなりません。

Q3. 認証事業者と防衛事業適合事業者とは、何が異なるのですか。

A：認証事業者とは、秘密を取り扱うか否かにかかわらず、防衛装備庁との間で一定程度の契約実績のある事業者であって、その秘密保全体制が防衛装備庁の求める秘密保全基準を満たしているとの認証を受けた事業者を指します。この認証は、個別の調達等の契約の有無に関係なく、事業者の保全体制の整備状況に基づいて行われます。認証事業者というだけでは防衛省の秘密又は保護すべき情報を実際に取り扱うことはできませんが、認証の対象となった体制、施設等を継続して維持することが求められます。

一方で、防衛事業適合事業者とは、防衛事業に参画する具体的な意思を有しており、実際に秘密又は保護すべき情報を取り扱うことを想定して秘密又は保護すべき情報を保護するための一元的な契約(防衛事業適合事業者契約)を防衛装備庁装備保全体制課長と締結した事業者を指します。

このように、認証事業者は、その秘密保全体制が認証された事業者である一方、防衛事業適合事業者は、実際に防衛省の秘密情報や保護すべき情報を取り扱う契約関係にある事業者である点が大きな違いです。

Q4. 防衛事業適合事業者制度は、地方調達も対象になりますか。

A：当分の間は、秘密情報を多く取り扱う中央調達及び防衛装備庁の地方調達のみを対象とします。

防衛装備庁以外の防衛省の機関が実施する地方調達への適用の拡大については、この制度の運用状況を踏まえ、検討します。

Q5. 中央調達と地方調達で書類の様式が異なる場合があり、同種の資料を複数作成する手間が発生しています。防衛事業適合事業者制度に移行すれば解決することはできますか。

A：中央調達と地方調達の様式の統一化については、事業者の皆様からの要望を頂いています。現在、防衛事業適合事業者制度の書類の様式を含め、中央調達と地方調達の書類の様式を少しでも統一し、共通化することができないか検討しています。

Q6. 現在、旧制度の下で秘密情報を取り扱っていますが、防衛事業適合事業者制度に早期に移行することでどのようなメリットがありますか。

A：防衛事業適合事業者制度は、秘密情報又は保護すべき情報の取扱いを円滑にし、効率化

するための制度ですので、早期に移行すれば、その分これらの取扱いを円滑に行うことができるようになります。

既に秘密を取り扱う契約を締結している事業者は、令和9年6月末まで（施行日（令和7年6月30日）から2年以内）に認証申請をした場合に限り、提出書類の多くを省略できます。また、本制度から新たに付加された秘密保全基準の項目が令和9年3月31日までは適用されないこととなります。

Q7. 防衛事業適合事業者制度に参画した場合、外国の秘密情報も取り扱えるのですか。

A：本制度は、あくまでも日本国内のルールに基づいて運用される制度ですが、この制度に参画することで、防衛装備庁の契約事業者が外国の秘密情報を取り扱う上で必要な要件の一つを満たすことになります。

実際に外国の秘密を取り扱うに当たっては、防衛事業適合事業者になった上で、当該国との間の協定・取決め等に基づいた政府間の手続が必要となります。

なお、米国から提供される特別防衛秘密の取扱いについては、原則として、この制度の下で特別防衛秘密を取り扱うことができるようになることを想定しています。

<秘密保全体制に関する認証について>

Q8. 防衛事業適合事業者契約を締結するためには、あらかじめ認証を受けなければならないのですか。

A：認証を受けることは、防衛事業適合事業者契約の締結の必須条件ではありません。

Q9. 防衛事業適合事業者契約を締結する前にあらかじめ認証を受けることで、どのようなメリットがありますか。

A：防衛省の秘密情報の取扱時期が明確にならない段階においても、防衛事業適合事業者契約の手続を開始することができます。これに伴い、実際に秘密情報の取扱いが必要になった際に締結する防衛事業適合事業者契約のための審査の一部を省略できます。

Q10. 防衛事業適合事業者契約の締結に加えて認証を受けることでどのようなメリットがありますか。

A：防衛事業適合事業者契約を締結していることを公にすると第三者から不当な働きかけを受ける可能性があることから防衛事業適合事業者であることの公表は控えていただきますが、認証事業者であることは公表が可能です。

また、認証を受けることで、防衛装備庁の秘密保全基準を満たしていることを示す認証証明書や認証マークを使用することができ、広報等で御活用いただけます。

Q11. 認証申請をすることができる条件として、過去 3 年以内に秘密を取り扱ったことのある事業者と、過去 5 年以内に防衛装備庁との契約実績が 3 件以上ある事業者に限定している理由を教えてください。

A：事業者の認証は、防衛事業適合事業者契約に係る審査の一環として行われています。このため、認証申請の対象となる事業者については、将来において防衛事業適合事業者契約の申込みが行われる蓋然性等を考慮して判断しています。

Q12. 認証により、取り扱うことのできる具体的な秘密区分を公表できますか。

A：認証は、事業者の保全組織、秘密保全規則、保全教育の体制、秘密保全施設について、防衛装備庁の秘密情報の取扱いに係る秘密保全基準を満たしていることを証明し、認証事業者であることを公表可能とするものですが、秘密情報のうち、どの秘密区分を取り扱うことができるかについては公表できません。

Q13. 認証事業者は、旧制度における地方防衛局等による月 1 回の保全検査等に加えて、新制度に基づいた自己点検等が必要になるのですか。

A：認証事業者は、実際の秘密情報の取扱いは想定されていないため、秘密情報を取り扱うことはできません。このため、認証された保全体制が維持されていることの確認をするための定期的な自己点検の実施及び年 1 回の地方防衛局等による現地調査の受入れに対応していただきますが、秘密情報を取り扱うことを前提とした保全検査は行われません。

Q14. 認証された内容に変更がある場合の手続について教えてください。

A：認証事業者が認証を受けた秘密保全体制を変更する場合は、それが引き続き秘密保全基準を満たしているか確認する必要があるため、秘密保全基準の要件に影響しないことが明らかなる変更を除き、事前に変更申請書を提出していただき、その後、必要に応じて地方防衛局等の現地調査を受けていただきます。なお、以下に該当する変更の場合は、当該変更の内容を事前又は事後に届け出ることで足りることとしています。

(秘密保全基準の要件に影響しないことが明らかなる変更)

- ・事業者名又は事務所等の名称の変更（当該事業者の資本関係に影響のない場合に限る。）

- ・ 本社の所在地の変更
- ・ 所在地の名称の変更
- ・ 業務の適正化を図るものであって保全水準を低下させることのない秘密保全規則の変更
- ・ その他防衛装備庁装備保全管理課長と協議の結果、保全上の影響が生じないと判断された変更

Q15. 認証はどのような場合に取り消されるのですか。

A：次のケースに該当する場合は、認証を取り消します。

- ①事業者が存在しなくなったとき。
- ②事業者の秘密保全体制が秘密保全基準を満たしていないことが判明した場合であつて、秘密を取り扱う場合の漏えいが懸念されるとき。
- ③不正な手段により認証を受けたことが判明したとき。
- ④認証事業者としてふさわしくない行為があったとき。

なお、認証が取り消された場合や、有効期間が満了し、その後延長予定のない場合は、認証証明書を返納していただきます。

Q16. 認証通知書と認証証明書の違いは何ですか。

A：「認証通知書」は、認証を受けた具体的な保全施設や当該施設で取り扱うことのできる秘密情報の区分等について通知するもので、これらの具体的な内容を公にした場合、第三者からの不当な働きかけを受ける可能性があるため公表は控えていただきます。

一方で、「認証証明書」は、認証事業者である事実を外部に情報発信することができる証明書となりますので、認証マークと併せて御利用ください。

<秘密に関する防衛事業適合事業者契約について>

Q17. 既存の秘密保全に関する契約制度から何が変わるのですか。

A：既存の制度の諸課題に対し、新たな制度の下では以下のように改善されます。

課題① 個別の契約ごとに保全審査手続が必要で、契約の着手までに時間がかかる。

→個別の調達契約にかかわらず、防衛事業適合事業者契約の下で情報保全体制が維持されるため、個別の契約ごとの保全審査手続が不要になります。

課題② 秘密区分ごとに保全基準があり、契約ごと、取り扱う秘密情報ごとに提出書類が異なり、煩雑である。

→秘密区分によらない統一的な防衛事業適合事業者契約に係る契約条項を定め、細部の基準を統一し、一覧性を持たせた「保全基準兼点検票」を創設しました。

課題③ 官側の手続主体が様々で、煩雑である。

→装備保全管理課が主体的に保全審査手続等を実施します。

課題④ 毎月の現地調査等、検査の負担が大きい。

→統一的な保全基準である「保全基準兼点検票」を創設し、保全基準を明確にした上で、事業者による定期的な自己点検を実施し、地方防衛局による検査についても点検票を活用し、明確な基準の下で効率的な点検を実施します。

Q18. 防衛事業適合事業者制度の下で、秘密の保護措置にどのような変更があるのですか。

A：防衛事業適合事業者の保全体制については、契約期間（5年間）を通じて保全基準を満たしている状態を維持しているか、チェックリストに基づいた継続的な確認を行います。

・継続的な確認に係る提出書類

- (1) 毎月・・・自己点検申告書、自己点検票
- (2) 1年ごと・・・自己点検申告書、保全基準兼点検票（保全組織、外国からの影響及び支配の程度の評価、秘密保全規則、教育の体制、秘密保全施設、秘密取扱情報システム）

・地方防衛局等による保全検査

- (1) 3ヶ月ごと・・・事業者から提出された自己点検票
- (2) 1年ごと・・・保全基準兼点検票（保全組織、秘密保全規則、教育の体制、秘密保全施設、秘密取扱情報システム）

また、事業者の保全業務の総責任者である「総括者」の要件について見直しを行い、防衛装備庁が行う教育体制を充実させます。

Q19. 現在、旧制度の下で秘密情報を取り扱っていますが、防衛事業適合事業者契約を締結する必要がありますか。

A：旧制度の下で用いられている秘密情報に関する特約は、令和9年度末をもって廃止します。このため、令和10年度以降も防衛装備庁が実施する装備品等及び役務の調達に関して秘密情報を取り扱うことを希望する事業者の皆様は、令和9年度末までに防衛事業適合事業者契約を締結する必要があります。

秘密情報又は保護すべき情報を取り扱う予定の事業者の皆様におかれましては、早期に

御対応をお願いいたします。なお、令和9年6月までに防衛事業適合事業者契約の申込みの手続を行った場合は、手続に必要な証明書類の多くが免除される等のメリットがあります。

Q20. 現在、旧制度の下で秘密情報を取り扱っている事業者は、どのように対応すればよいでしょうか。

A: 秘密情報の取扱いの実績のある事業者の皆様の場合、防衛事業適合事業者契約の締結の際に変更契約承諾申請書を提出いただくと、現在履行中の契約に付随する特約条項も防衛事業適合事業者契約の特約条項に変更されます。

Q21. 自社が保有する秘密保全施設や秘密取扱情報システムが基準兼点検票の一部の項目を満たしていない可能性があります。この場合、改修工事や換装は必要ですか。

A: 既に防衛装備庁の承認を得ている既存の秘密保全施設と秘密取扱情報システムについては、防衛事業適合事業者契約後も、原則として引き続き従来の要件のままで使用することができます。ただし、秘密保全施設に関する要件のうち、監視カメラの設置等の新たな基準については、可能な限り早期に御対応をお願いいたします。なお、新基準に適合するために改修工事等を行う場合は、手戻りを避けるためにも、あらかじめ装備保全管理課よろず相談窓口にご相談ください。

Q22. 防衛事業適合事業者となった場合、あらかじめ従業者のクリアランス手続を行うことができますか。

A: 秘密情報を取り扱う予定の従業者の範囲が明確である場合は、関係社員候補者名簿（特定秘密の場合は従来どおり候補者名簿）を使用し、あらかじめ従業者のクリアランスに係る手続を済ませておくことができます。

なお、関係社員名簿につきましては、個別の契約ごとに従事する従業者を確認する必要があるため、契約ごとに提出していただく必要はありますが、既にクリアランスを所持している従業者については、名簿への簡素な記載で済むほか、官側の確認を簡素化する等により効率化を図ります。

Q23. 現在履行中の契約に付帯している特約条項はどうなるのですか。

A: 防衛事業適合事業者契約の締結に合わせ、当該事業者から「契約変更承諾申請書」（現在履行中の契約に付帯している特約条項について、事業者からの承諾書を通じて防衛事業適

合事業者契約の特約条項として包括的に変更するものです。)を提出いただくと、旧特約条項及び装備品等の調達に係る秘密保全対策ガイドラインは適用されなくなり、防衛事業適合事業者契約の特約条項が適用されることとなります。

<保護情報を取り扱う防衛事業適合事業者契約について>

Q24. 保護すべき情報について、本制度の申請に必要な書類はなんですか。

A: 保護すべき情報の適合事業者契約への申込みにおいては、

- ①情報セキュリティ基本方針等(基本方針、規則、実施手順)の写し
- ②システムセキュリティ実装計画書(SSP)の写し
- ③基本方針等及び SSP に係る防衛装備庁からの確認通知の写し
- ④直近の情報セキュリティ実地監査の結果通知の写し(監査結果が要改善の場合は、全ての改善措置を講じたことの証明)

が必要です。

なお、③の基本方針等及び SSP に係る防衛装備庁からの確認通知の写しについては、防衛装備庁以外の機関(自衛隊の補給処等)が発簡したもので問題ありません。

Q25. 申請資格の中で『情報セキュリティ監査の指摘事項に対し必要な改善措置を講じていること』とありますが、これは情報セキュリティ3文書の確認及び SSP の承認を受けた後、企業側で運用を開始してから実施される「初回の地方防衛局実地監査での指摘事項の改善措置」を意味しているものですか。

A: 御認識のとおり、実地監査での指摘事項に対する改善措置を意味しています。ただし、初回の情報セキュリティ監査である必要はなく、また、直近の情報セキュリティ監査を地方防衛局以外(自衛隊の補給処等)の期間が実施した場合であっても、問題ありません。

Q26. 保護すべき情報の防衛事業適合事業者契約を締結するメリットはなんですか。

A: 主に以下のメリットがあります。

- ①個別の契約で保護すべき情報を迅速に取り扱うことが可能となり、個別の契約の締結後、遅滞なく作業へ着手することが可能になります。
- ②下請負者が適合事業者契約を締結した場合、元請負者による指導監督を緩和します。
- ③適合事業者に対する実地監査の受験頻度にメリハリを付けます。(防衛装備庁及び地方防衛局が必要と認める場合にのみ実施)
- ④個別の契約履行後においても保護すべき情報を引き続き取り扱うことができます。

Q27. 保護すべき情報を取り扱う場合の本制度のメリットとして、「個別の契約の締結後、遅滞なく作業へ着手することが可能」とありますが、従業者の「取扱者名簿」の確認前であっても作業着手が可能となるのでしょうか。

A：事業者が保護すべき情報を取り扱うに当たっては、個別の契約ごとに、当該契約に係る取扱者名簿を届け出て、取扱者名簿受領書の交付を受ける必要があります。

取扱者名簿受領書の交付については、令和7年7月の制度見直しにより、個別の契約の要求元が直接行う手続になっており、防衛省での確認に要する期間が大幅に短縮されています。

Q28. 保護すべき情報を取り扱う防衛事業適合事業者契約を締結した場合、個別の契約において省略される手続にはどのようなものがありますか。

A：保護すべき情報を取り扱う防衛事業適合事業者契約を締結した場合、個別の契約においては、例えば以下の手続が省略されます。

- ①情報セキュリティ基準に従った必要な措置、情報セキュリティ基本方針等の作成、他の契約により既に確認を受けている場合の届出及び内容を変更した場合の防衛装備庁の契約担当官等による確認
- ②下請負者に保護すべき情報を取り扱わせる際の手続のうち、元請負者による下請負者の情報セキュリティ対策実施状況の確認及び防衛装備庁の契約担当官等に対する承認申請手続
- ③個別の契約ごとの情報セキュリティ監査への対応（必要があれば、防衛事業適合事業者契約に基づく実地監査を実施。）

Q29. 保護すべき情報を取り扱う場合の防衛事業適合事業者契約の契約条項によれば、情報セキュリティ基本方針等の情報セキュリティ3文書について、甲の定める申請又は届出の手続をとらなければならないとなっていますが、現行の特約条項では、あらかじめ、その内容が本基準に適合していることについて甲の確認を受けなければならないとされています。なぜ現行の特約条項の記載内容と異なっているのでしょうか。

A：これまで、情報セキュリティ基本方針等については、個別の契約ごとに、契約を締結してから保護すべき情報を取り扱う作業に着手するまでの間に、甲（契約担当官等）が確認していました。

防衛事業適合事業者制度の下では、情報セキュリティ基本方針等の策定等の保護すべき情報を取り扱うための体制が既に整っている事業者と防衛事業適合事業者契約を締結することとし、これを前提として個別の契約ごとの確認手続を廃止しました。このため、防衛事

業適合事業者契約を締結する前に情報セキュリティ基本方針等が作成されている必要があります。

Q30. 保護すべき情報に係る防衛事業適合事業者契約を締結した場合、DSG アカウントを常時利用可能となるようですが、取扱者についての条件はありますか。

A：契約履行後に引き続き保護すべき情報を取り扱う場合の取扱者は、契約履行時に要求元に届け出た名簿に登載されている者となります。なお、名簿に変更が生じた場合は、要求元に届け出て確認を得ていただきます。

<各制度の運用について>

Q31. 審査にはどのくらい時間がかかりますか。

A：<秘密を取り扱ったことのない新規の事業者の場合>

審査を行うに当たっての標準処理期間は、3か月程度です。これは審査に必要な書類が全て揃ってから審査の判定が下りるまでの期間となります。書類に不備があった場合、実際の秘密保全体制が不十分であった場合等には、是正のための時間がさらに必要になります。

<既に秘密を取り扱っている事業者の方の場合>

既に承認された保全施設を引き続き利用する場合で、必要書類が全て揃っている状態であれば、(申請の混み具合にもよりますが、) 1ヶ月程度を見込んでいます。

認証・防衛事業適合事業者制度の申請に当たっては、標準処理期間を参考に、時間に余裕を持った申請をお願いします。また、不明な点は、「よろず相談窓口」(03-3268-3111 内線 35256,21046) まで御相談ください。

<保護すべき情報に関する防衛事業適合事業者契約の場合>

必要書類が全て揃ってから、1か月程度と考えています。

Q32. 申請書類の提出先はどこですか。

A：管轄の地方防衛局等に電子メールにより提出をお願いいたします。

Q33. 認証申請と防衛事業適合事業者契約の申し込みは合わせて行うことができますか。

A：合わせて行うことができます。その場合、共通の提出書類は省略できます。